

(7) 遂行上の問題点、取組課題（箇条書きで簡潔に記載）

事業計画及び資金計画を作成している中で、事業の全体像が明確になってきているが、そのままの状態では事業化が困難であるため、まちづくり交付金の導入を前提とした町助成金の増額するなど、今後も事業化に向けて十分な検討が必要である。

(8) 改善実績（過去3年間の実績）

これまでの区画整理事業とは違い、設立後の事業期間の短縮を図ることを前提に、通常の基本的な委託業務とは別に、直接地権者との話ができる機会が設けられるよう、勉強会開催を主としたソフト事業を実施している。

(9) 業務の評価（自己診断）

評価基準	評価の視点	五段階評価 (5～1点)
①目的の達成状況	業務目的に対して、どの程度の成果が得られているか。	3点
②コストパフォーマンス	成果を上げるために投入してきた人的資源、財源は、適切であったか。	3点
③業務方法の最適採用	業務の円滑で効率的な実施に採用した方法・手法は業務の目的、取り巻く状況に対応して適切であったか。	3点
④住民の満足・信頼獲得	受益する住民の満足、行政に対する信頼は高められたか。	3点
⑤総合計画との整合	総合計画（基本計画）の方針に対応しているか。	4点
⑥他都市との比較	近隣の都市、類似団体に比べて業務の進み具合はどうか。	4点
		平均 3.3点

(10) 総合評価（課の見解）

①今後の方向 (該当番号に○印)	<ol style="list-style-type: none">1. 前年度と同じく、そのまま継続する。2. 見直して継続（業務の拡大）3. 見直して継続（業務の縮小）4. 見直して継続（方法の改善）5. 見直して継続（他業務と統合）6. 廃止する。7. 休止する。
②評価理由	これまでの関係機関との協議・調整結果により、平成20年8月26日に、都市計画決定の告示がされ、着実に事業化に向けて準備が進められており、今後も、必要な調査の実施、関係機関との協議図書を作成し協議を行い、より早期の事業化（組合設立）を目指すためにも、継続して事業を行う。

(11) 今後の目標・改善方針（具体的かつ簡潔に記載。課の見解を記入すること）

まずは、確実性のある事業計画の策定が必要である。
さらに、短期間の本同意収集、組合設立後の早期の工事着手を実現するために、これまでの成果による協議図書を用いて各関係機関との協議を進め、より多くの地権者から意見・提案が聞けるように、「まちづくりニュース」などで積極的に情報提供していく必要がある。